masuda funai

News & Types: クライアント・アドバイザリー

イリノイ州の外出禁止令が延長されたことにより、イリノイ州を拠点とする必要不可欠(essential)なビジネスおよび製造会社に及ぼされる影響

4/23/2020

By: 小林 城治

Practices: コーポレート／ファイナンス／M&A, 雇用／労働法／福利厚生

概要

2020年4月23日、イリノイ州のJ.B.プリツカー知事は、現在出されている「外出禁止令(stay-at-home order)」を2020年5月30日まで延長すると発表しました。当初は、有効期限を2020年4月30日として発令されていたイリノイ州の外出禁止令は、更新されて2020年5月1日に発効します。

本更新外出禁止令は、イリノイ州の生活に必要不可欠(essential)なビジネスおよび製造会社を対象とする制限規則に、変更を加えています。かかる事業体と製造会社は、次の規則に従わなければなりません。

1. 6フィートの社会的距離(social distancing)を確保できない従業員には、全員にフェイスカバー(face-coverings)を供給する。
2. 従業員と顧客の健康を優先する。たとえば、(i) 当該事業体の施設における収容人数を制限する。(ii) 製造業者の場合は、シフトが重ならないようにし、必要不可欠な生産ラインだけを稼働させるなどの安全措置を取る。

さらに、店舗など屋内の公共の場所、または6フィートの社会的距離を確保できない公共の場所では、2歳以上の者および身体的制約を受けない者は、フェイスカバーやマスクの着用が義務づけられます。

本稿に関するご質問は、小林城治弁護士 (Email: GKobayashi@masudafunai.com)までお気軽にお問い合わせください。

© 2025 Masuda, Funai, Eifert & Mitchell, Ltd. All rights reserved. 本書は、特定の事実や状況に関する法務アドバイスまたは法的見解に代わるものではありません。本書に含まれる内容は、情報の提供を目的としたものです。かかる情報を利用なさる場合は、弁護士にご相談の上、アドバイスに従ってください。本書は、広告物とみなされることもあります。